

[令和8年度版]

福井市老朽危険空き家等 除却支援事業

市内にある保安上危険となるおそれがある特定空き家等(又はこれに準じる空き家等)を解体するときの費用の一部を補助します。

近所から苦情が…

屋根が崩れてきた



壊したい…

壊した後の跡地を
地域のために活かしたい

今にも倒れそう

補助申請の受付期間

令和8年11月30日まで

- 先着順で受け付けます。
- 受付期間中でも予算額に達した時点で締め切ることがあります。
- 補助条件や必要書類に関する事など、ご不明な点は気軽にお問合せください。

問合せ先 福井市建設部建築事務所住宅政策課

住所 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 市役所本館4階
TEL (0776)20-5571(直通)

補助対象の空き家等	要件(下記の要件を満たす場合が対象です。)
下記の空き家等の共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家等の破損度に応じた点数が一定以上であること。 ●固定資産課税台帳に登録されていること。 ●登記がある場合は、差押えや抵当権など、所有権以外の権利が設定されていないこと。 ●公共事業の補償対象となっていたり、除却に対して他の補助金の交付を受けていないこと。 ●空き家等の延べ床面積が10平方メートル以上あること。 ●補助金の交付を受ける目的で、故意に損壊されていないこと。
【老朽危険空き家等】 共通要件および右の要件に すべて該当するもの。	●「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する、保安上危険となるおそれがある特定空き家等又はこれに準じる状態にある空き家等の状態であるもの。(特定空き家等以外は住宅に限る。)
【準老朽危険空き家等】 共通要件および右の要件に すべて該当するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ●木造であるもの。 ●昭和56年5月31日までに着工もしくは、建築されていること。 ●別に定める迷惑度による基準を満たすもの。 または <ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により浸水被害(床上浸水以上)が生じたもの。
【旧耐震基準の空き家等】 共通要件および右の要件に すべて該当するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ●福井市立地適正化計画において定められた居住誘導区域内にあるもの。 ●除却後の跡地を、地域で利用または建替えや売却を行うもの。 ●木造であるもの。 ●昭和56年5月31日までに着工もしくは、建築されていること。 ●別に定める迷惑度による基準を満たすもの。 ●過去に事業の用に供していないこと。

補助を受けられる人(下記の全ての要件を満たす方が対象です。)
<ul style="list-style-type: none"> ●空き家等の所有権の全部を有する者、所有権の全部を相続した者、所有権者全員の委任を受けた者など、処分の権限を有すると認められる者。 ●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

補助率および上限額	補助率	補助上限額
【老朽危険空き家等】	空き家等の延べ床面積(平方メートル。小数点第1位未満切捨て)に5,000円を乗じた額(千円未満切捨て)と、解体費用の2分の1のうち、いずれか安いほう。	50万円
【準老朽危険空き家等】 又は		30万円
【旧耐震基準の空き家等】		又は 10万円

※【老朽危険空き家等】を除却し、自治会等で跡地を地域利用する場合の支援もございます。

補助対象の工事	要件(下記の要件を満たす場合が対象です。)
<p>【老朽危険空き家等】 【準老朽空き家等】 【旧耐震基準の空き家等で、跡地居住等をする場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家等及び敷地内にある建築物、工作物、竹木並びに動産の全てを除却し、更地にすること。 ●建設工事に係る資材の再資源化に関する法律など、空き家等の解体工事に必要とされる関係法令の定めによる手続きを適切に行うこと。 ●福井市内に事業所を置く事業者による工事であること。 ●解体工事完了後、令和9年3月31日までに、市に工事完了報告(事業実施報告書及び関係書類の提出)ができること。 ●補助金の交付決定後に着手(=契約を結ぶ)する予定の工事であること。
<p>【跡地を地域利用する場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●上記の要件にすべて該当すること。 ●自治会等と、跡地の地域利用に関する協定及び土地使用賃貸借契約を締結していること。 ●跡地の地域利用について、跡地の所有者全員の同意を得ていること。 ●跡地が差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。 ●跡地を自治会等が地域防災の向上やコミュニティ活性化等に資する空間として活用していることを周知すること。 ●事業実施後の管理及び活用状況を定期的に市に報告すること。 ●跡地の地域利用を行うために必要な整備を行うこと。

注意事項

- 補助金の交付を申請する場合、事業の概要等について事前に説明を受けてください。
- 補助金の対象となるか否かについては、職員による現地調査の結果により決定しますので、必ず事前にご相談ください。
- 市では、施工業者の斡旋や指定はしていません。
- 必要書類に不備がある場合または提出期限が守られないなどの場合、補助金の交付を取り消す場合があります。
- 申請に提出された書類は返却できません。
- 補助金の交付に係るそれぞれの審査では、結果を通知するまでに2週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって申請してください。
- 補助金交付に係る現地調査は、空き家等の除却の必要性を防災面等から調査するものであり、空き家等の品質を診断・評価するものではありません。そのため、補助金交付の対象外となった場合においても、所有者等の責任の元に適正管理をお願いします。
- 空き家等を解体することで、土地の固定資産税が増える場合があります。詳しくは市役所の資産税課(Tel(0776)20-5315)までお問い合わせください。

手続きに必要な書類

提出時期	提出する書類	備考
補助金交付申請時	補助金交付申請書	窓口または市の HP で入手できます。
	空き家等の位置図(地図)	
	空き家等の見取図又は平面図	
	空き家等の外観写真	
	空き家等の固定資産課税台帳記載事項証明書(評価証明書)または、課税明細書の写し	評価証明書は直近3か月以内のもの。 課税明細書は令和8年度のもの。
	空き家等の登記事項全部証明書	登記があるときのみ必要。 直近3か月以内のもの。
	解体工事の見積書の写し	内訳明細が記されたもの。
	住民票(法人は、登記事項証明書)	直近3か月以内のもの。
	相続に関する書類(戸籍謄本の写し等)	所有権者の相続人が申請する場合。
	委任状	所有権者の受任者が申請する場合。
	所有権以外の権利者の同意書	空き家等に、抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合。
	※代理受領届出書	代理受領制度を利用する場合
	罹災証明書又は被災証明書、被災の程度を確認できる現地の写真	自然災害により浸水被害(床上浸水)が生じた場合のみ
	(跡地の地域利用の場合)	跡地活用実施計画書
敷地の所有者の全員の同意書		空き家等と所有者が同じ場合は不要。
自治会等との協定書または、土地使用貸借契約書の写し		協定または賃貸借契約の期間は10年以上とすること。
跡地整備工事の見積書の写し		内訳明細が記されたもの。
(跡地居住等の場合)	跡地活用実施計画書	窓口または市の HP で入手できます
工事完了の報告時	事業実績報告書	窓口または市の HP で入手できます。
	工事契約書または請書の写し	
	工事費用の領収書の写し	
	工事の施工前、施工中、施工後の写真	
(跡地居住等の場合)	跡地に建設する住宅の確認済証の写し	跡地居住等のため、旧耐震基準の空き家等を除却する場合、左記の書類のいずれかが必要です。
	跡地の売却に係る売買契約書の写し	
補助金の請求時	補助金交付請求書	窓口または市の HP で入手できます。
	※代理受領委任状	代理受領制度を利用する場合のみ

※必要に応じて、上記以外の書類が必要な場合があります。

※代理受領制度については、別紙「代理受領制度」をご覧ください。

手続きの流れ(除却工事の場合)

事前説明の依頼

(制度や対象となる空き家について説明を受けていただきます。)

補助金交付申請

(補助金交付申請書及び関係書類を提出。)

申請書類の審査・現地確認

交付決定

(補助金交付決定通知を送付します。)

不交付

(補助金不交付決定通知^{*}を送付します。)

^{*}空き家等の安全性を保障するものではありません。所有者等の方は、引き続き空き家等の適正管理に努めていただく必要がございます。

工事着手(=契約の締結)

(補助金交付決定通知後に着手してください。)

跡地を売却する場合は、
交付の決定を受けてから、
売買契約を結んで下さい。

工事完了の報告

(事業実績報告書及び関係書類を提出。)

報告書類の審査・現地確認

補助金額の確定

(補助金額確定通知書を送付します。)

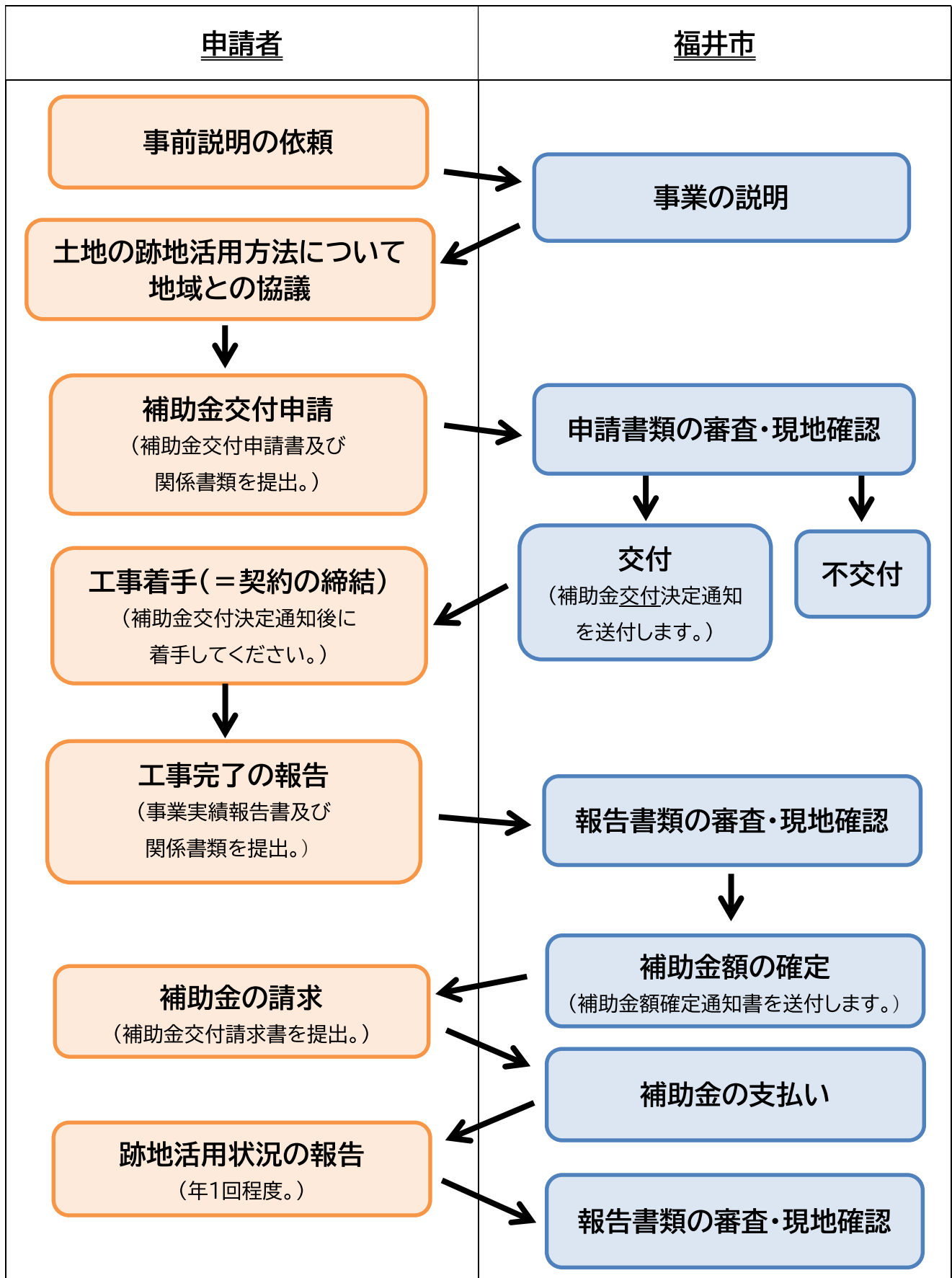
補助金の請求

(補助金交付請求書を提出。)

補助金の支払い

(注) 橙色:申請者 青色:福井市

手続きの流れ(跡地を地域利用する場合)



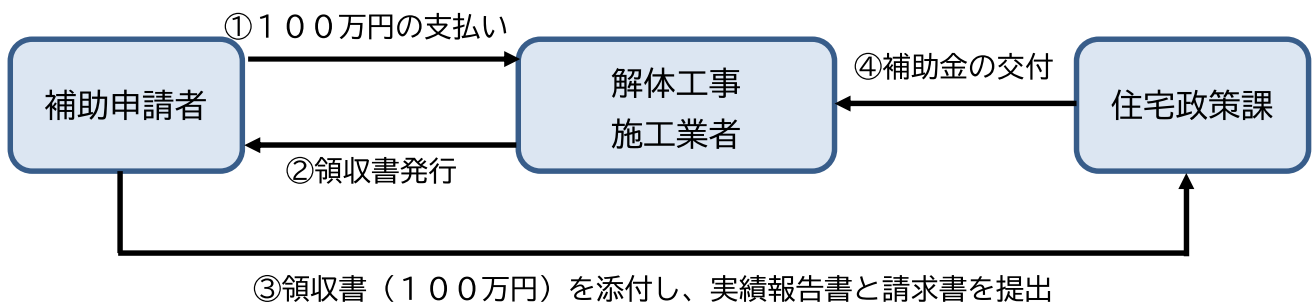
代理受領制度について

代理受領とは

代理受領制度とは、申請者から委任を受けた解体工事施工業者が補助金の受領を代理で行うものです。

代理受領制度を利用することで、補助金の申請者は、解体工事費と補助金額の差額分を支払うことになり、当初の費用負担を軽減することができます。

例：解体工事費150万円、補助金交付決定額50万円の場合



1. 申請者は、解体工事費150万円から補助金交付決定額50万円を控除した100万円の支払い
2. 解体施工業者が補助申請者に100万円の領収書を発行
3. 申請者は、100万円の領収書を添付し、住宅政策課へ実績報告書を提出
4. 申請者が、補助金交付請求書を住宅政策課へ提出し、解体施工業者へ補助金50万円の交付

利用上の注意事項

- ・解体工事施工業者によっては代理受領制度の利用を断られる場合がありますので、ご確認ください。
- ・委任先は、申請者との契約により解体工事を施工した業者に限ります。
- ・代理受領を利用した場合は、補助金が解体施工業者に支払われるのに時間がかかりますので、ご了承ください。